

明治期における宇和島城の城郭地処分と城郭保存運動

平井 誠

はじめに

日本の城郭史研究は、大類伸による『城郭之研究』(一九一五)により、歴史的文化的的研究が導入された。つづいて、大類とその指導を受けた鳥羽正雄との共著による『日本城郭史』(一九三六)により、通史として大成された。これにより、それまで考古学的研究が中心であった城郭史研究は大きく発展した。しかし、その後、研究視点の拡大化と、研究対象の細分化により、建造物としての研究に偏向し、城郭と人間との具体的な関係の検証が立ち遅れている。特に、明治期における城郭の変遷に関する先行研究は少ない。藤田清による「修史余談—全国城郭等の処分」(一九三四)³、吉田常吉による「明治初年における城郭の破毀に就いて」(一九四四)⁴、森山英一による「名城と維新」(一九七〇)⁵、「明治維新廃城一覽」(一九八九)⁶、太田秀春による「明治維新の要害史—角田要害の場合—」(一九九八)⁷、「旧仙台藩領角田県における土族授産と城郭払い下げとの関連について—城郭(要害)史の視点から—」(一九九九)⁸などがあるにすぎない。

愛媛県内の城郭史研究についても、明治期を対象にしたものはなく、

西園寺源透による『松山史要』(一九二七)⁹や、兵頭賢一による『宇和島城沿革』(一九三七)¹⁰などで若干触れられているにすぎない。また、各地方自治体史の城郭に関する記述も、近世までが中心となっている。むしろ、最近では、窪田重治による『城下町松山と近郊の変貌』(一九九二)など、都市構造の変遷に関する地理学的研究の中で注目されている。今後、明治期における城郭史研究は、関連する広範な研究分野との相互交流により、確固たる研究分野として確立することが期待される。

今回、本稿が取り上げる宇和島城は、明治六年に県下で唯一存城とされたため、比較的当時の史料が残っている城郭である。全国的には存城よりも廃城の方が多いが、廃城は民間所有になることが多いため、当時の史料が少ない。また、廃城の変遷もさることながら、存城には存城としての特異な変遷があり、その解明も明治期における城郭史を考察する上で重要である。そこで、本稿は、城郭史研究の現状をふまえ、以下の二点から、明治期における宇和島城の変遷について考察を試みるものである。

一 城郭地処分

明治六年に存城とされて後の城郭内土族旧受領地を中心とした城郭地処分について。

二城郭保存運動

明治二十一年から明治二十二年にかけて起こった城郭保存運動の展開と理念について。

この二点を考察することで、宇和島城を媒介とする各層の動向について、特に、政府の意向や宇和島住民の主張、及び両者の中にあつて苦慮する愛媛県や旧藩主の立場を明らかにしたい。また、そのことが、明治期における宇和島の地方史の一端を明らかにすることにつながれば幸いである。

一 宇和島城の城郭地処分(一)——維新时期—明治前期—

(一) 維新と宇和島城

明治二年に版籍奉還が施行され、藩の行政と藩主の家政が分離されると、全国の城郭は太政官の管轄に移った。この頃、全国の城郭をとりまく状況は厳しかった。明治二年十一月から明治四年六月にかけて、四十藩が城郭の破却願や不修理願を提出している。⁽¹⁴⁾ 宇和島藩も城郭破却願を提出し、許可されている。

当藩、城、櫓、堡堞、其他外郭無用之堀塀、後来之冗費ヲ省蠲センカ為メ、衛々取毀候而モ不苦候哉、此段奉伺候、以上。

庚午(明治三年)八月二日

宇和島藩

弁官御中

御付紙 不苦候事。⁽¹⁵⁾

これによると、宇和島藩は、城郭を無用の長物と考え、その維持費を節減する経済的理由から、願を提出したことが分かる。諸藩の願をみる

と、兵器の発達により、城郭の効用が減少した軍事的理由と、新時代の到来により、旧物を廃して臣民一心を図る政治的理由を挙げており、宇和島藩もこうした理由を含んでいたものと思われる。⁽¹⁶⁾ しかし、宇和島城の場合、翌年に廃藩置県が施行されたため、実際には破却されなかったようである。

明治四年に廃藩置県が施行されると、全国の城郭は兵部省の管轄に移ったが、⁽¹⁷⁾ 府県の城郭に対する対応も旧藩と同様であった。青森県は、その願の中で、旧藩を意識、あるいは象徴する城郭を破却し、精神的に中央集権化を進める政治的理由と、城郭の維持費を節減し、士族授産にあてる経済的理由を挙げている。⁽¹⁸⁾

この時期、政府は、鎮台制度の再編成を図り、その場所として城郭の利用を検討していた。しかし、全国的な城郭破却の動向を受け、城郭の存廃を早急に調査することに迫られた。そこで、明治五年三月に、陸軍省築城局から、十三名の城郭調査官員が全国に派遣された。⁽¹⁹⁾ この城郭調査官員の具体的職務は、明治五年三月十五日付陸軍省第三十号「巡検参謀将校職務大略」により、次のように定められている。

一各地城寨ノ方、并地勢ノ陰易ヲ見極メ、攻守ノ便、不便ヲ計リ、暇アラバ絵図ニ認メ可申事。

一城中用水ノ多少、家屋ノ有無、平場ノ広狭、并濠地ノ模様、游泥乾湿等、明細書載セ可申事。

一城寨四辺ノ地理、水運ノ有無、山丘森林ノ後背等、書載可申事。

一其城下市街人烟ノ多寡、馬匹ノ多寡、物品運輸製造等ノ項ヨリ、貧陋繁富ノ別、別シテ其地人民ノ重ナル産業ハ何物ナリヤヲ記シ可申事。

一其城市ヨリ国境マテ、又他ノ国境相通スル道路、大小間道、共二大凡里程間繕ヒ、記シ可申事。

一県間ト引合ヒノ節、何レヨリ何レマテ城属ノ地ナリヤ、悉シク書キ記シ、図面ニテ取究メ置可申事。

一総テ後來、万一、一揆ナト起ルトキハ、味方ニ城ヲ取ルトモ、敵ニ城ヲ取ラレタリトモ、其攻守ノ方法等、予メ存意丈ニテモ記置可申事。⁽¹⁸⁾

城郭調査官員に城郭の軍事的物理的調査だけでなく、城下の経済的地理的調査までも命じていることは興味深い。城郭の存廃をさまざまな基準から検討したことが分かる。

宇和島城は、明治五年四月二十五日に、城郭調査官員稲葉某の調査を受けている。⁽¹⁹⁾ 稲葉某が、宇和島城について、どのような調査報告をしたのか、残念ながら史料が確認できず不明である。しかし、神山県官員に對して、存城の可能性すら漏らしてなかったものと思われる。と言うのも、稲葉某の来県直後、神山県が宇和島城を入札しているからである。

郭内、建物、土地、竹木共、為致入札候ニ付、望之向者、八日ヨリ十日迄之内、旧軍事処内兵監方へ可申出事。

(明治五年)五月七日⁽²⁰⁾

全国的な城郭破却の動向を受けて派遣された城郭調査官員が、その場で入札を許可した可能性は少ない。恐らく、神山県官員が、廃城となることを慮り、入札したものと思われる。この入札結果も、残念ながら史料が確認できず不明である。

陸軍省は、城郭調査官員の調査報告を受け、すぐに存廃の査定に入った。そして、明治五年八月二十四日に、省内各局に当初案を示した。この当初案では、四十五城郭、一陣屋、一要害、九新規取立地が存城とされた。⁽²¹⁾ 愛媛県では、松山城と宇和島城が存城とされた。

第四軍管	第十師	鳥取城	松江城	岡山城	福山城
		鳥取県	島根県	岡山県	深津県

第十一師 広島城 松山城 山口城 浜田城

広島県 石鉄県 山口県 浜田県

第十二師 高知城 宇和島城 高松城 徳島城⁽²²⁾

高知県 神山県 香川県 徳島県

松山城と宇和島城が存城とされたのは、当時、愛媛県が、石鉄県と神山県に二分されていたからであろう。また、松山城には、大阪鎮台高松第二分営分遣隊が駐留していたことも考慮されたものと思われる。⁽²³⁾

しかし、この当初案は、参謀局より不分明な点があるとして、再審議に付された。⁽²⁴⁾ 再審議の末、鎮台制度の再編成と、それに伴う城郭の存廃が決定され、それぞれ太政官より公示されることになった。

まず、明治六年一月九日付太政官第四号布告により、鎮台制度の再編成が公示された。愛媛県では、宇和島のみが第五軍管広島鎮台丸龜營所管下の營所予定地とされた。

第五軍管 鎮台 広島

營所 広島 松江 浜田 山口

管府県 広島 小田 島根 浜田 山口

營所 丸龜 徳島 須崎浦 宇和島

管府県 香川 名東 高知 神山 石鉄

○營所ノ下ニ掲クル地名ハ、他日兵備盛大ニ及ビ、漸次ヲ以テ、營所トスヘキ地位ヲ示ス。⁽²⁵⁾

つづいて、明治六年一月十四日付太政官無号達により、城郭の存廃が公示された。四十三城郭、一陣屋、一要害、十一新規取立地が存城とされ、陸軍省の管轄下、鎮台や營所が設置されることになった。⁽²⁶⁾ 他の城郭は廃城とされ、大蔵省の管轄下、入札により、払い下げられることになった。⁽²⁷⁾ 愛媛県では、宇和島城のみが存城とされた。

第一号諸国存城調書

第五軍管

安芸国

周防国

阿波国

一 広島

一 山口

一 徳島

出雲国

讃岐国

土佐国

一 松江

一 丸亀

○ 一 須崎浦

石見国

一 高松

伊予国

○ 一 浜田

一 宇和島

以上○印ノ分ハ、現今城郭ナシト雖モ、新規ニ受取ルヘキ所。

第二号諸国廃城調書

伊予国 西条

同

松山

同

大洲

一陣屋

一 城郭

一 城郭

一 練兵場

一 砲台

一 火薬庫

一 火薬庫

一 火薬庫

同

吉田

同

小松

同

新谷

一 陣屋

一陣屋

一陣屋

一 練兵場

一 撃剣場

一 撃剣場

一 砲台

一 火薬庫⁽²⁸⁾

松山城の廃城理由は明確でないが、四国を管轄する鎮台が大阪から広島へ移転したことにより、石鉄県に対する軍事地理的判断が見直されたためと思われる。石鉄県の場合、香川県と神山県の間位置するとともに、広島県の対岸にも位置する。そのため、松山城を存城として營所を設置せずとも、有事の際には、丸亀、宇和島、広島からすぐに軍隊を派遣できる。この傍証として備後福山城の例もあり、松山城は、再審議の

末、軍事地理的判断により、廃城とされたとみるのが妥当であろう。

以上の経緯をふまえ、宇和島城が存城とされた意味を考えると、以下の三点に要約できる。

一点目は、存城としての軍事的意味である。宇和島城は、存城の基本的な適性基準、神山県の存在、神山県に対する軍事地理的判断により、近代軍事制度における存城として、その役割を付与されたのである。

二点目は、存城としての保存的意味である。存城とは、鎮台や營所を設置するための城郭であり、文化財として保存するための城郭でない。しかし、廃城と比較したとき、その差はあまりにも大きかった。宇和島城が存城として保存されたことは、結果論であるにせよ、今日なお大きな意味をもつと言わねばならない。

三点目は、存城としての規制の意味である。存城内には、そこに居住する土族達が存在しており、存城とされたことにより、様々な規制がかけられた。当時、経済的に困窮していた土族達にとって、生活に直結する規制は大問題であり、次節で述べるように様々な動きを見せる。

城郭に対する全国的動向が破却にある中で、宇和島城が存城とされたことは、今日から考えれば、その本来的意味だけでなく、その副次的意味にも注目すべきであろう。維新时期における宇和島城の変遷は、まさにその後の宇和島城の存在を意味付けたのである。

(三) 土族旧受領地の変遷

存城は、鎮台や營所の設置に向け、様々な規制を受けた。まず、存城内の土族旧受領地は、明治六年二月十四日付陸軍省第四十五号により、強制的に借地とされ、借地税を徴収されることになった。

各府県管下、当省所轄之城郭中、従来人民居住之地所ハ、追テ当省ヨリ引拂方相達候迄ハ、住居罷在不苦候間、総テ拝借地ト相心得、収税取計、大蔵省ヘ可相納事。⁽³⁰⁾

つづいて、明治六年二月十五日付陸軍省第四十七号により、存城の管理が定められ、存城は当分府県へ預けられることになった。

全国諸城郭、其他軍事ニ関涉スルノ箇所、(中略)必要之分ハ、(中略)今般、更ニ当省管轄ニ被仰出候ニ付、当分之内、其府県へ預置候条、向後、損毀、失亡等、有之節者、所分ノ儀、当省ヘ可伺出候事。

但既ニ鎮台所轄ニ相成居候分者、此例ニ非ス。且又昨年中、拂下見込ヲ以、入札為致候儀者、一切取消之事。

一城郭之大小ニ不拘、一ケ所式人ツツ番人差出置、嚴重守護可為致事。

但給料ハ、忝人ニ付、一日金壹朱、白米六合宛、其他、炭、油、并諸雜費ハ、一ケ所ニ付、一ケ月金壹兩相渡候間、其府県ニ於テ立替置、追テ当省ヘ可申出候事。(後略)⁽³¹⁾

これにより、宇和島城は、神山県が預かり、番人二人が配置されて管理された。また、明治五年の神山県による宇和島城の入札(第一章第一節参照)は、たとえ誰かに決定していたとしても取り消された。

しかし、この直後、存城としての宇和島城の存在に大きな影響を与える出来事が起こった。それは、明治六年二月二十日の石鉄県と神山県の合併による愛媛県の誕生である。県庁が松山に定められたことにより、宇和島の政治的地位が低下し、それに伴い軍事的地位の見直しが行われたとしても不思議でない。愛媛一県の軍事的拠点ならば、宇和島よりも松山が適当であろう。松山城には、明治七年十二月まで、広島鎮台高松営所分遣隊が駐留した。⁽³²⁾そして、明治十年五月に、存城として再び陸軍省の管轄下に置かれ、宇和島城に変わって営所が設置されたのである。⁽³³⁾

宇和島城は、営所の設置がなかったものの、その後も存城として陸軍省の管轄下に置かれたため、他の存城と同様な規制を受けた。特に、存城内の士族達にとって、それまで私有地と心得ていた旧受領地を強制的に借地とされ、借地税を徴収されることになった不満は大きかった。そのため、愛媛県は、大蔵省に対して、移転料の支給を要求し、それが認められるのであれば、漸時自主移転する旨、伝えている。しかし、大蔵省は、事前要求だとして即答を避け、移転を命じられた際、再度伺いを立てるよう保留している。

郭内屋敷地ノ義ニ付伺

(前略)今般、右存城被置候ニ付テハ、郭内居住ノ者、追テ引拂御達相成候迄ハ、拝借地ニ被仰付候御規則ニ候処、前件ノ通、何レモ旧来私有地ト相心得居、且一邸地ノ外、授与ノ地所モ無之ニ付、此往一時御引揚有之候ニハ、必主難洪可致。実況前件ノ通、旧来、私有地ト相心得居候体ニ付、転居之節ハ、相当ノ御手当金御下渡有之度、左候ハハ、其由兼テ申聞置、漸々転居為致度、尤転居願出候節ハ、其都度相伺可申ト奉存候。右早々御指令有之度、此段相伺候也。

明治六年八月五日

愛媛県参事江木康直

大蔵省事務総裁大隈重信殿

書面ノ趣ハ、前以テ難及詮議候条、引拂ノ義相達候節、毎戸、建坪、并地所坪数代価積、家屋引換手当共、巨細取調可伺候事。

明治六年九月廿五日

大蔵省事務総裁大隈重信⁽³⁴⁾

存城内の士族旧受領地は、借地とされたため、借地請書と借地台帳が作られた。借地請書には、坪数と借地税額が明記され、士族達は、不満を抱きつつも、移転の達があり次第返上する旨、誓約した。⁽³⁵⁾借地請書が取りまとめられ、借地台帳が完成すると、愛媛県は、大蔵省に対して、借

地税額の伺いを立て、許可されている。借地税額は、一坪を十銭とした地価の百分の一であり、当時の全国的な市街地の地租率と同率である。

旧宇和島城郭内拝借地之義ニ付伺

一合地坪 貳万千六百九十一坪

此地代金貳千六百九拾九円拾銭 但壹坪ニ付、金拾銭

此拝借地税金貳拾壹円六拾九銭壹厘 但地代金百分ノ一

(前略) 本年二月十四日、陸軍省御布達之通、追テ引払方御達有之候迄、拝借仕度故、一同出願候ニ付、即地坪代金等取調、右之通ニ有之候。尤引払之儀ハ、御達次第聊無故障移転方仕旨、兼テ請書為差出置可申候間、当分、右之地税金ヲ以テ、拝借御許容相成度、左候得者、本年分ヨリ、拝借地税取立、上納可仕候間、速ニ御指揮有之度、依之別冊拝借人仕訳書相添、此段相伺候也。

明治六年十二月十九日

愛媛県参事江木康直

租税頭陸奥宗光殿

別冊拝借人仕訳帳略ス。

書面拝借地税ノ義ハ、分一ヲ以テ収入ノ筈ニ無之候へ共、近傍ニ比較不相当モ無之候ハハ、申立ノ通可取計事。

明治七年一月十七日

租税頭松方正義³⁶⁾

これにより、宇和島城内の士族達は、旧受領地を借地と認め、借地税を払う代償として、当分の間、その場に居住することを許された。士族達は、憤りとやるせなさを感じていたに違いない。士族達の中には、将来の不安を慮り、現実に自主移転する者が現れた。存城内の士族達にとって、旧受領地を強制的に借地とされ、借地税を徴収されることになった影響が、いかに大きなものであったか認識できよう。そのため、愛媛県は、地方行政を管轄するため明治六年十一月に新設された内務省に対

して、移転料の支給を要求している。これに対して、内務省は、換地と移転料の支給を認めている。恐らく、この間、内務省が、正院、大蔵省、陸軍省の関係機関を説得したものと思われる。

拝借地所分伺

(前略) 此節、未夕引拂御達之場合ニハ無之候得共、到底可引拂将来ノ都合ヲ慮リ、此際、他へ移転致シ、地所返上仕度旨、申出候者有之候処、右ハ銘々ノ勝手ニヨリ引移リノ訳ニ付、一切御手当金御下渡不相成義ニ候哉、然ルトモ、元来城郭外住居地ノ士族同様、従来ノ受領地ニ付、一時上地ニ相成居候共、返上ノ節ハ、相当御手当金御下渡可相成哉。至急御指揮被下渡、尤御手当金被下候義ニ候へハ、相当之見込巨細取調、更ニ可相伺積ニ有之候。此段一応奉伺候也。

明治七年五月二日

愛媛県参事江木康直

内務卿大久保利通代理内務大丞林友幸殿

書面ノ趣、移転願出候者へハ、換地下渡、相当ノ入費可被下候条、移転ノ入費等、詳細取調、更ニ伺出へク候事。

明治七年九月四日

内務卿伊藤博文³⁷⁾

このような動向は、宇和島城に限らず、他の存城でも起こっている。内務省は、府県からの要求を重くみて、明治八年一月二十四日に、正院に対して、存城内の士族達が自主移転する場合、移転料と換地を支給する旨、各府県へ達するよう、次のような達案を添えて要求している。

陸軍省管轄存城内貫属拝借邸地ノ儀ハ、同省於テ、追々所用ノ用途モ有之ニ付、予メ移住致度旨、願出候者有之節ハ、代地及家屋移転ノ手当金ヲモ可下渡候条、無税ノ官地ヲ選択シ、及手当金等綿密ニ取調、従前拝借地、今般可下遣換地共、図面相添、当省へ可申出。此旨相達候事。³⁹⁾

しかし、陸軍省は、全国の防衛線、つまり存城の要、不要の区別が確定してないとして、慎重な態度をとった⁽¹⁰⁾。また、大蔵省も、全国の防衛線によっては、存城でも贅刺で他に枢地を求める必要があり、宇和島城のように問題提起されたら随時対応し、この時点での法的な保証は早計であるとして、慎重な態度をとった⁽¹¹⁾。両省が反対した背景には、ここで法的な保証を認めると、存城内の士族旧受領地を強制的に借地とした意味を喪失し、自主移転の増加により、換地と移転料の支給に混乱をきたすことが予想されたためであろう。結局、内務省の達案は見送られた。存城内の士族旧受領地をめぐる問題が、内務省や大蔵省を巻き込んだものになるにつれ、延引できない問題になったことは事実である。したがって、陸軍省は、全国の防衛線がある程度確定すると、何らかの対応を迫られた。そこで、陸軍省は、明治十年七月二十八日に、存城管轄部局の工兵各方面本署に対して、次のように達している。

(前略) 受領地ニ限り、区費ノミ賦課シ、借地料ナク、即今、貸渡ノ俣、其府県へ当分預ケ置候(中略)。且又当省所轄第二種第三種

地、或ハ存城ニ準メル軍界関係地、又ハ明治六年前後新クニ当省へ受領ノ土地家屋、時令用ノ箇所、並城前貸渡有之地等 官

用地ノ箇所追々取調ノ上、五ヶ年ヨリ多カラサルノ期限相立、可貸渡候(中略)。但本文従来城内借地住居受領地ノ証アル邸地ニ限り、追テ当省所用ニ付、取払ハセ候節ハ、特別ノ訳ヲ以テ、實際査覈ノ上、地方管轄ノ官有地、其他転徒手当共、相当付与可致答ニ候条、其都度何分ノ達ニ可及候。(後略)⁽¹²⁾

この達により、陸軍省は、存城内の士族旧受領地について、借地税を免除し、移転を命じた際の換地と移転料の支給を法的に認めた。また、存城内の不用地について、一般への貸渡を認めた。これにより、存城内の城郭地は大きく流動することになる。

存城内の士族達は、移転を命じられた際の法的な保障を受けたが、ま

だ自由はなかった。なぜなら、自主移転の際の法的な保証はなく、旧受領地の所有権はあくまで陸軍省にあるからである。そのため、その後も士族旧受領地の貸渡規則により、新築、建替、樹木の伐採などの地景変換が厳禁された⁽¹³⁾。この間、地租改正により、城郭外の士族旧受領地は私有を認められたため、境遇の差に理不尽さを感じていたに違いない。

存城内の士族達の中には、城郭地の流動性を背景に、旧受領地を売却したり、家屋を取り除いたりする者が現れた。宇和島城内の士族達も例外でない。陸軍省は、明治二十年の実地調査によって、その実態を知った⁽¹⁴⁾。ここで、明治十四年の士族旧受領地と一般不用地に関する借地台帳と、明治二十年の実地調査を記載した明治二十二年の士族旧受領地に関する借地台帳(明治二十年から明治二十二年の二年間、士族旧受領地の居住者とその実態に変化はなかったものと思われる。)を表1に比較してみる。また、明治十四年の借地台帳に関するものと思われる宇和島城内の地番図が現存しているため、士族旧受領地については明治二十二年の借地台帳を(地坪の照合により、明治十四年から明治二十二年の八年間、士族旧受領地の地番に変化はない)、一般不用地については明治十四年の借地台帳を(明治二十二年の一般不用地に関する史料がないため、明治十四年の一般不用地が継続されていると仮定する。)照合させ、明治二十二年の宇和島城内の様子を図1に復元してみる。

表1によると、宇和島城内の士族旧受領地に、明治十四年には百二十三名が居住していたが、明治二十二年には八十九名に減少している。しかも、この間、継続居住している士族達(表1のⅡのAとBの合計)は六十三名である。つまり、約半数の士族達が旧受領地を売却したのである。これに対して、士族旧受領地を購入した者達は、城郭外の者達(表

表1 明治14年借地台帳と明治22年借地台帳の比較 (単位：坪)

年	士族旧受領地					計	一般 不 用 地
	甲 (A)		乙 (B)		丙 (C)		
	甲 (D)	家屋取除甲 (E)	乙 (F)	家屋取除乙 (G)			
明治14年 (I)						20353 123人	9643.88 71人
明治22年 (II)	9460.29 Dのみ18人 DとC共有5人	496.59 Eのみ1人 EとC共有1人	1659.28 Fのみ18人 FとC共有12人	424.2 Gのみ7人 GとC共有1人	8312.4 26人	20353 89人	

愛媛県立図書館所蔵行政資料『[土地払下] 地理雑書』(請求記号M06-8-56)より制作。

明治14年の借地台帳は、明治14年6月13日に、愛媛県が工兵第五方面へ提出したもの。

明治22年の借地台帳は、明治22年10月31日に、北宇和郡長が愛媛県へ提出したものに、愛媛県が明治20年の実地調査を記載したもの。

明治22年の借地台帳は、まず、北宇和郡長が、士族旧受領地を甲乙丙の三種に分類している。

甲：旧藩より正式に受領された士族旧受領地。

乙：旧藩より正式に受領はされていないもの、甲同様、代々居住してきた士族旧受領地。

丙：士族旧受領地の貸渡規則に反して売却したため、存城内の一般不用地と同様、有料借地になった士族旧受領地。

その上で、愛媛県が、明治20年の実地調査を○×△の三種に分類している。

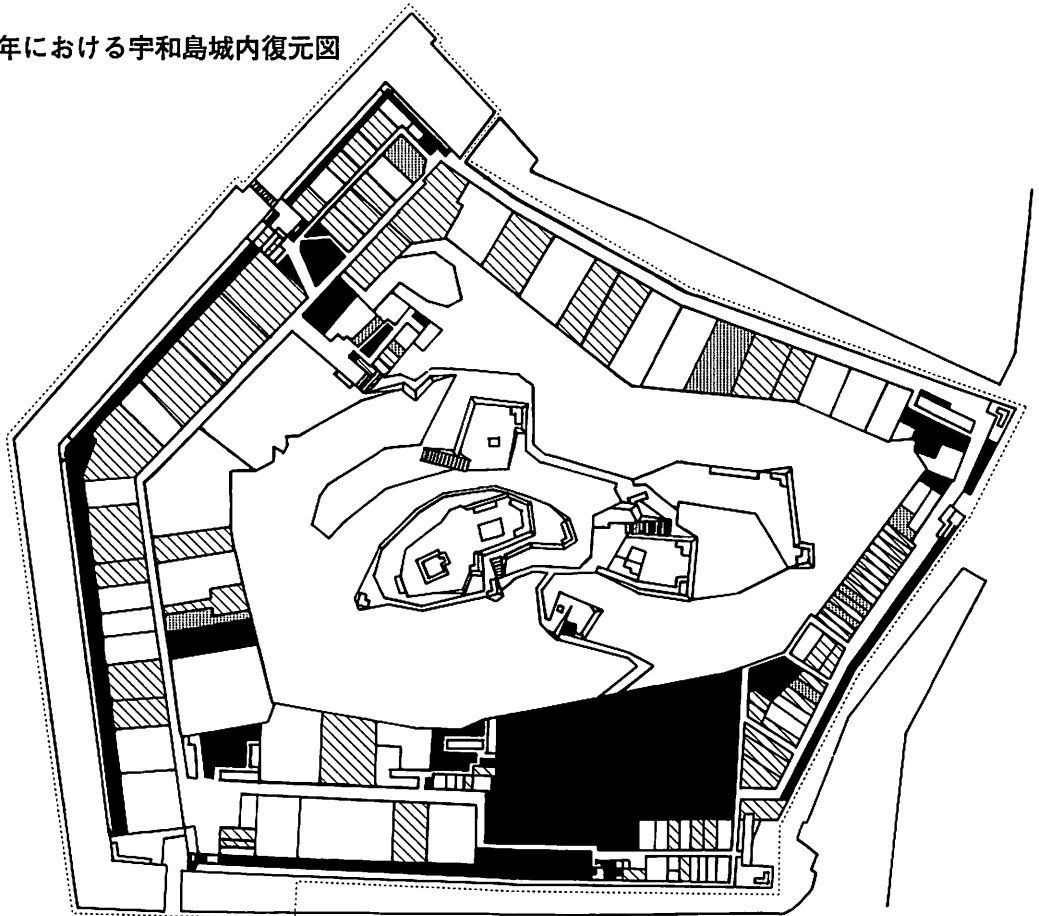
○：上記の甲、乙

×：上記の丙

△：甲、乙の中でも、士族旧受領地の貸渡規則に反して家屋を取り除いたため、城内の一般不用地と同様、有料借地になった士族旧受領地。家屋取除甲、乙がこれにあたる。

よって、士族旧受領地は、甲、乙、丙の三分類に、家屋取除甲、乙の二分類を加えた五分類とした。

図I 明治22年における宇和島城内復元図



-----：境界線

- ：甲 (表1のIIのD)
- ▨：家屋取除甲 (表1のIIのE)
- ▧：丙 (表1のIIのC)
- ▩：乙 (表1のIIのF)
- ▦：家屋取除乙 (表1のIIのG)
- ：一般不用地 (表1のIIの一般不用地に関する史料がないため、表1のIの一般不用地が継続されていると仮定する。)

愛媛県立図書館所蔵行政資料『[土地払下] 地理雑書』(請求記号M06-8-56)中の「宇和島城之図」を25%に縮小して改変。なお、この図は『[土地払下] 地理雑書』中の別図「旧宇和島城ノ図 千二百分ノ一」と同縮尺である。また、境界線については『[土地払下] 地理雑書』中の別図「愛媛県伊予国宇和島城之図」を参考にした。

1のIIのC)が二十六名、城郭内の士族達(表1のIIのD、E、F、Gの内、Cとの共有合計)が十九名となっている。(売却士族数と購入者数が一致しないのは、購入者達の中に、複数購入している者達がいるためである。)城郭外の購入者達の中には、商人の名も見えることから、その経済力を背景に購入したものと思われる。また、城郭内の購入士族達は、その多くが、自邸周辺の旧受領地を購入していることから、親しい近隣士族達の売却申し入れを受け、購入したことが想像できる。ともあれ、決して安定性のない存城内の士族旧受領地を購入した者達は、長期的な無料借地、あるいは将来的払い下げなどの経済性を見込んでか、もしくは士族達の境遇に自ら感傷してのことであろう。なお、明治二十二年に居住していた八十九名の内、家屋取除者(表1のIIのEとGの合計)は十名であり、地景変換も進んでいたことが分かる。また、明治十四年には、七十一名が作付のため宇和島城内の不用地の貸渡を受けており、明治二十二年においても、多くの者が貸渡を受け、城郭内で作付を行っていたものと思われる。

宇和島城内の士族旧受領地の購入者達は、すぐに陸軍省に対して、無料借地を要求している。⁽⁴⁶⁾しかし、陸軍省は認めなかった。⁽⁴⁷⁾存城内の士族旧受領地は、無料借地であれ、官有地である。それを一個人の意志で売却する行為は、明らかに士族旧受領地の貸渡規則に反する。まして、それが露見した後も、公然と無料借地を願うなど、言語道断であった。そもそも無料借地として認めたのも、従来居住してきた士族と旧受領地の複合体を前提としたものである。つまり、誰もが無料借地できるのではなく、そこに従来居住してきた士族が、自邸の旧受領地に限って無料借地できるのである。よって、たとえ従来居住してきた士族でも、自邸以外の旧受領地を無料借地することはできないのである。結局、宇和島城

内の士族旧受領地の購入者や家屋取除者達は、存城内の一般不用地と同様に有料借地している。⁽⁴⁸⁾一般不用地の貸渡規則によると、借地料は近隣の地主や家主の収納額等を基本とし、貸渡期限は当初の五年から三年以内(継続借用も可能)とされていた。これにより、宇和島城内の士族旧受領地は一段落するのである。

存城内の士族旧受領地をめぐる陸軍省と士族達の対立は、言い換えれば、土地所有権の公認を理念の一つとする近代土地制度と、早急な確立を使命とする近代軍事制度との狭間のあつて、政府が、存城内の士族旧受領地の存在を全く軽視していたことにある。確かに、士族旧受領地が歴史的に私有地と言えないことは事実である。しかし、存城内の士族旧受領地のみを強制的に借地として様々な規制をかけたことは、そこに居住する士族達にとって、単に時代の流れですまされない問題だったのである。そして、その不満が、旧受領地の売却や家屋の取り壊しとなって現れるのである。宇和島城内の士族旧受領地をめぐる変遷に、強力な統率で国家建設を進める政府と、その強力な統率故に犠牲の一端を受ける士族達との対立が、一つの具体的な縮図となって見て取れるのである。

二 宇和島城の保存運動 — その展開と理念 —

国内の治安が安定すると、日本の軍隊は対外的性格を強めた。そのため、明治二十一年五月十二日に、鎮台制度は師団制度に改編され、全国十八ヶ所が連隊所在地に指定された。その特徴は、従来、鎮台や営所を設置していた存城を重視したことにある。そもそも、明治六年一月十四日付太政官無号達により、四十三城郭、一陣屋、一要害、十一新規取立地が存城とされた。しかし、その後、存廃や管轄の変更があつた。⁽⁴⁹⁾その

ため、城郭に限れば、明治二十一年時点において陸軍省が管轄していたのは四十一城郭である。⁽⁵¹⁾この内、鎮台と營所を設置していたのは十八城郭であり、十六城郭が連隊所在地に指定された。⁽⁵²⁾(残りの連隊所在地二ヶ所は、二新規取立地である。)⁽⁵³⁾この師団制度で連隊所在地とされなかった城郭は、もはやその存在意義を喪失した。そこで、陸軍省は、連隊所在地とされた十六城郭を中心に二十二城郭を管轄下に置き、⁽⁵⁴⁾残りの十九城郭を払い下げることにした。⁽⁵⁵⁾この十九城郭には宇和島城も含まれており、以後、その払い下げをめぐり各層がさまざまな動きを見せる。

当初、陸軍省は、十九城郭の払い下げについて、具体的な方針を立てず、各師団にある程度の裁量権を任せていたようである。そのため、宇和島城の払い下げをめぐり、宇和島城を管轄する広島第五師団と広島銀行との間に払い下げの密約が交されようとし、それを知った宇和島住民が宇和島城の保存運動に立ち上がっている。まず、広島第五師団と広島銀行との密約が露見した経緯について、第一目撃者である大濱繁四郎は次のように記している。

曾テ、宇和島城山ハ、広島鎮台ノ管轄地ニシテ、指令長官ノ監掌スル所ナリシガ、当時、指令長官ト広島銀行頭取佐藤修利トノ間ニ、金銭貸借上ノ関係ヨリ、該城山ノ特売密約成立シ、今ヲ去ル明治二十一年十月頃、指令長官ノ命ヲ奉シテ、某副官ト前記佐藤修利ノ外兩名ノ者等、来宇シ、以テ北宇和郡吉田町ノ大山師長、山松太郎ヲ中心ニ、宇和島城山ノ実地ヲ踏査シ、大樹、大木ニ悉ク寸尺番号ヲ附記シタリ。次デ彼等ハ、宇和島市横新町ノ伏見屋旅館ニ会合シ、種々密談謀議ノ結果、特売価格ヲ金參萬圓ト協定シタルヲ、隣室ニ於テ、不省大濱繁四郎カ確乎仔細ニ聞知シタリ。意外ニシテ、事ノ容易ナラザル重大問題ナルヲ痛感シ、直ニ当時ノ代言人故清水新三ニ密告セシニ、清水新

三八一驚ヲ喫シ、即時城山ニ登リテ検分シ、以テ当時ノ町長山崎惣六ヲ訪ヒ、之ガ善後策ヲ攻究シタリ。(後略)⁽⁵⁶⁾

これによると、広島第五師団と広島銀行との間に金銭の貸借関係があり、その返済手段として、明治二十一年十月頃に、宇和島城を三万円で払い下げる密約が交わされようとしたことが分かる。この密約の第一目撃者である大濱繁四郎は、後に宇和島で初の日刊新聞を発行した人物であり、⁽⁵⁷⁾もともと社会批判の旺盛な人物であったと思われる。また、大濱繁四郎が相談した清水新三と山崎惣六は、党派を異にするものの、宇和島を代表する自由民権家であり、この前後、清水新三は愛媛県会議員として、山崎惣六は宇和島町長として活躍している。⁽⁵⁸⁾宇和島城の払い下げ密約が、こうした地方有望家達によって露見されたことは、保存運動の展開を考えたとき、幸運であったと言えよう。清水新三と山崎惣六がとったその後の善後策について、海南新聞は次のように伝えている。

海南新聞 明治二十二年五月十二日

(前略) 今般、更に各町より二名づつの総代を積み、去る八日午後五時より、本町の共有舎に於て集會し、協議の末、愈々不日出願の運びに至る可と云ふ。又委員は(中略)山崎惣六、清水新三、信崎忠敬、油屋熊八、黒田孝太郎の五氏に委任することとなり、散会せしよし。⁽⁵⁹⁾

これによると、清水新三と山崎惣六は、各町二名の代表を募り、五名の総代を選出している。清水新三、山崎惣六、信崎忠敬は士族、⁽⁶⁰⁾油屋熊八、黒田孝太郎は商人の出自である。油屋熊八は、後に宇和島町會議員を経て九州に渡り、観光都市別府の町作りに尽力している。⁽⁶¹⁾また、黒田孝太郎は、後に日本酒類会社を設立して、地方産業に尽力している。⁽⁶²⁾宇和島城の保存運動が、出自の枠を越え、宇和島町全体の問題として取り組まれていることに注目せねばならない。衆議の結果、宇和島城保存

のため、宇和島町への払い下げを要求する事に決した。払い下げの具体的な理由は、広島監督部へ提出したものと思われる払下願と、伊達家へ提出した協力嘆願書の中で、次のように述べられている。

宇和島城郭御拂下願

(前略) 若シ此城山ニシテ、一朝入札拂下ナリ、公利公益ヲ重セサル一商民ノ手ニ落テ、樓閣ハ毀チ、樹木ハ伐リ毀チ、尽々伐リ尽シテ、彼ノ巍々鬱々タル城郭ハ、忽チニシテ禿山菜園ニ変セシカ、茲ニ至リテ宇和四郡ノ都市ハ殺風景ノ市場ト化シ、寒熱風雨其順ヲ失セハ、衛生ノ上ニ、耕耘漁獲ノ上ニ、其禍害ヲ蒙ムルヤ、知者ヲ待ツテ後チニ知ラサルナリ。某等ノ憂慮スル、実ニ此ノ一点ニアリ。殊ニ近来宇和島市街ハ、商工ノ業、年ヲ逐ウテ繁盛ニ赴ケト雖モ、市街中央枢要ノ地ハ、城郭外壕ノ占ムル所タルヲ以テ、狭隘ノ市街モ之レテ広拡スルノ便ヲ得ス。故ヲ以テ、往年市街有志者協議ヲ遂ケ、御拂下ヲ乞ヒ、城山ハ公園地トシ、平地ハ市街地トシ、宇和島市街ノ共有財産ト為サント謀リタル事アリシモ、御存城ノ当時、妄リニ御拂下ヲ乞フノ非礼タルヲ憚リシカ、上ニ陳フル所ノ風説ヲ聞キテ、憂慮措ク能ハス、忌憚ヲ顧ミスシテ、茲ニ願書ヲ奉ルノ止ムヲ得サルニ至レリ。其願意ノ要項ハ、宇和島城郭内ノ御所轄地七万坪、樓閣、其他ノ建物棟、立木悉皆外壕トモ、即チ別紙図面ノ通り、宇和島全市街人民へ、相当代価ヲ以テ、御拂下被成下度、御許可ヲ蒙ル上ハ、之レヲ全市街ノ共有財産トシ、樹木ハ之レヲ永年培養繁殖セシメ、樓閣、其他ノ建物ハ修繕ヲ加へ、以テ地方公衆ノ遊園地トナシ、外壕平地ハ市区改正ノ用ニ充テ度奉存候。(後略)

明治廿二年五月廿五日

宇和島全市街三十四ヶ町人民 連印⁶⁴

嘆願書

(前略) 過般来、説ヲ為スモノアリ。曰ク、陸軍省御所轄地ナル宇和島城ハ、近々入札拂下ナルニ付、二、三ノ商民ハ百万周旋シ、自カラ利セントスル者アリト。拂下ノ風説ハ、真偽固ヨリ確知スル能ハサル所ナルモ、二、三ノ商民ノ周旋奔走ハ、疑ナキ事実ナルヲ以テ、某等宇和島市街ノ人民ハ、地方公益ノ為ニ、憂懼ノ情禁スル能ハス。(中略) 該城郭ノ宇和島全市街ニ至緊ノ關係ヲ有スルヤ、(中略) 風致、衛生、氣候、農漁業、市区改正等、実益上ノ事而已ニ止マラス。今ヤ新タニ町村制施行ノ時トナリ、士族商民合シテ新市街ヲ組織スルノ日ニ際会ス。此時ニ当リ、将来市街ニ新制ノ実効ヲ視ントセハ、唯町村共有ノ基本財産ヲ備設スルノ一事ニアリトス。然ルニ、内市街ノ情態ヲ顧ミレハ、市民日ニ窮困シ、而シテ共有ノ貨財ナシ。我地方ノ繁盛ヲ企画スルモ、復タ徳易カラサルナリ。某等有志者ノ常ニ地方ノ為メニ憂苦スル、実ニ此ノ一点ニアリ。且亦市民相互ノ情交ヲ察スルニ、士族、商民ノ間、旧弊未タ洗脱セス。日常ノ交際ヲ始メ、町村会ニ、連合会ニ、内情隔意ナキ能ハス。是レ又有志者ノ嘆息スル所ナリ。之レ等ノ事情アルヲ以テ、有志者相謀リ、人ハ物ニ就テ自然ニ結合スルノ理アレハ、現今ノ如ク、士族、商民共有ノ財産ナキ時ハ、他日町村制実施トナルモ、民業起リ、市民互ニ親和結託ノ好果ヲ望ム能ハス。若シ有力者ノ援ヲ得テ、該城郭ヲ、安価ヲ以テ、市街一般へ拂下トナルニ至レハ、一ツニハ市街ノ基本財産ヲ得、多数人民ノ窮困ヲ求フノ一助タリ。復タ平地ハ市区改正ノ用ニ充テ、城山ハ御家ノ御賛助ヲ願ヒ、之ヲ遊園地トシ、御家歴代旧君ノ祭壇ヲ築キ、又タ和靈神社ヲ移シ、其伊達家ト市民トニ於テ共有セハ、旧君臣ノ情誼ト士商相互ノ關係モ愈々円滑ニ、愈々平和ニ保続スルヲ得ヘシ。而シテ始メテ全市

街ノ繁盛ヲ来タス可シト思考シ、二、三商民ノ奔走ヲ聞キ、他ヲ顧ミルニ遑マナク、唯々公益ノ一点ニ注目シ、此ニ市街一般工拂下ヲ出願スルノ決心ヲナセシ事情ニ御座候。

右拂下嘆願ノ事タル(中略)末広重恭帰京ノ日、重恭ニ託スルニ(中略)委曲重恭ノ具陳スル所ヲ聞シ召サレ、重恭ニ告クルニ、尊慮ノ有ルヲ指示、復一臂ノ恵ヲ垂レ給ヒ、幸ニシテ願意貫徹スルヲ得ハ、爾来、市街ノ繁栄ト平和ハ偏ニ閣下ノ賜ナリ。(中略)

明治廿二年五月廿八日

(総代五名連名連印)

侯爵伊達正二位殿閣下⁽⁶⁵⁾

これらによると、払い下げの具体的理由は以下の三点に要約できる。

一点目は、風致、衛生、気候、農漁業、市区改正等、実益上の理由である。宇和島城が、気候、農漁業にどれほどの役割を果たしていたのか疑問が残る部分もあるが、宇和島町の景観に果たす役割や公園設置⁽⁶⁶⁾による社会整備は、当時としては進歩的な都市政策と言えよう。

二点目は、市制町村制の実施にあたり、宇和島城を宇和島町の町有財産にする理由である。当時、政府は不要公課町村を形成しようとしていた。不要公課町村は、ドイツのプロイセン地方制度の模倣で、町村税の取り立ては、国税の取り立てを危うくするため極力抑え、町村有財産の形成と運営で財政を維持する町村のことである。⁽⁶⁷⁾宇和島城を宇和島町の町有財産にする背景には、不要公課町村理念があったものと思われる。三点目は、市制町村制の実施にあたり、宇和島城を宇和島町の象徴にする理由である。当時、士族と商人との間には内情の隔壁があり、宇和島町としてまとまるには大きな障害であった。そこで、「人ハ物ニ就テ自然ニ結合スルノ理」から、宇和島城を宇和島町の象徴として、町民の親和結託を図ろうとしたのである。

以上の三点に共通することは、宇和島町全体の公利公益を重んじていることである。また、それまで封建制の象徴であった城郭を、一過性の価値観で判断することなく、進歩的な理念を付与することで、近代における存在意義を見出し出していることである。そして、さらに、その進歩的な理念の背景には、末広重恭(鉄腸)、清水新三、山崎惣六など、自由民権家達の指導や連携が大きな役割を果たしていることである。

この後、宇和島城の保存運動は意外な展開を見せる。と言うのも、陸軍省が、払い下げ相手として、旧藩主を優先させる旨、内決したからである。海南新聞もこの内決について、次のように伝えている。

海南新聞 明治二十二年五月二十八日

(前略)旧城主たりし華族の内には、祖先来、二、三百年住馴れし旧情を追想し、既に其拂下を内願せし向きもある由なるが、実に左もあるべき筈にて、陸軍省に於ても、旧城主たりし人の願は、特別を以て聞き届け、成るべく低価を以て旧城主へ拂下ぐるやの説あり。⁽⁶⁸⁾

海南新聞 明治二十二年七月七日

(前略)内閣に於ては、旧来の縁故もある事なれば、旧藩主へ拂下ぐるの評議ある由噂するものあり。若し旧藩主へ拂下げになるならんには、更に有志者より原価を以て買受け、宇和島の基本財産となさんとて評議中なりし(後略)⁽⁶⁹⁾。

陸軍省が、払い下げ相手として、旧藩主を優先させる旨、内決したことに、広島第五師団と広島銀行との密約は自然消滅した。この後、宇和島城の保存運動は、伊達家との交渉如何にかかったのである。しかし、伊達家としても、宇和島城に愛着の念がないはずがなく、陸軍省が旧藩主を優先して払い下げるのであれば、それに応じる構えであった。海南新聞はこの間の経緯について、次のように伝えている。

海南新聞 明治二十二年七月十三日

(前略)伊達家に於ても余程懇望の由にて、過日委員が同家へ出で、人民の方へ任せて貰ひたき趣を申入れし其答には、同家にて数十年來の所有の城のことなれば、人民の方へ任すことは六ヶ敷云々とありしよし(後略)⁽²⁰⁾。

海南新聞 明治二十二年八月一日

(前略)聞く所に拠れば、両氏(清水新三、山崎惣六)は正二位伊達宗城氏に面会し、人民の事情を申し述べ、又白根本県知事同道にて陸軍省へも出頭したるに、(中略)政府の内決は、成るべく旧藩主へ拂下るは、昔日の縁故のみに依るものにあらずして、旧藩主へ拂下置き、地方に依りては、人民の便利を得さして貰いたいとか、或いは斯く斯くとか、人民より旧藩主へ懇願する時は、成るべく人民の情義を許す様なさしめ、旧藩主と人民との間柄を円滑になさしむる方、双方利益ならんとの主意にて、此度の内決になりしもの由。其故は政府より公売するは大いに忌む如き様子にて、第一に旧藩主へ望むや否やを問合わせ、不必要なりとすると時は、次に其土地市街人民に望むや否やを問合わせ、旧藩主、人民とも不必要となる時は、始めて公売に附する旨、秘書官より両氏へ談じたり(後略)⁽²¹⁾。

なぜ陸軍省が、払い下げ相手として、旧藩主を優先させたのか、残念ながら史料が確認できず不明である。しかし、明治二十二年八月一日付海南新聞によると、旧藩主と人民との間柄を円滑にさせるためだったことが分かる。払い下げをめぐる旧藩主と人民との対立は、宇和島城に限らず、他の城郭にもあったと思われる、陸軍省は、払い下げ相手の優先順位を決める必要性を感じたのではないだろうか。そして、払い下げ相手の優先順位を決めるにあたり、財政的に貧弱な市町村よりも、数百年に

わたって縁故のある旧藩主を優先し、旧藩主において公共利用に役立てることを望んだのではないだろうか。この後、伊達家は、広島第五師団に対して、宇和島城の永世保存を誓って払下願を提出し、九千九百円で許可されている。

旧城郭御払下願

宇和島旧城郭ノ義ハ、明治初年、陸軍省御用地ニ相成候処、今般、御払下相成ルヘク趣ニ伝承仕候ニ付テハ、右旧城地ハ、家祖開興ノ旧蹟ニ係リ、古木鬱蒼頗ル幽致ヲ存シ、永世保存可致勝区ニ候間、出格ノ御詮議ヲ以テ、拙家ニ御払下被下度、此段奉願候也。

本所区小泉町三十五番地

東京府華族

正四位伯爵伊達宗徳留守心得

明治廿二年九月十九日

正二位伊達宗城 印

第五師団監督部長柴直言殿

願之通

但左ノ価格ヲ以テ払下候条、来ル廿五日限り東京府庁へ上納スヘシ。

明治廿三年二月廿一日

金九千九百圓⁽²²⁾

宇和島城は、結果的に伊達家へ払い下げられた。しかし、それを保存運動の敗北としてとらえるのはあまりにも一面的であろう。なぜなら、広島第五師団と広島銀行との密約を阻止したことや、陸軍省が伊達家へ公共利用を希望して払い下げたこと、さらに伊達家も永世保存を誓って払い下げを受けたことなどの背景には、保存運動の存在が大きく影響していると思われるからである。宇和島城の保存運動は、その結果よりもその展開と理念にこそ意義があるのである。

三 宇和島城の城郭地処分 (二) — 明治後期 —

(一) 旧藩主伊達家への払い下げ

伊達家への払い下げが確實になると、関係者達の関心は実質的な宇和島城の城郭地処分に移った。と言うのも、伊達家への払い下げ地の範囲が不明だったからである。宇和島城内は、城山、土族旧受領地、一般不用地、その他草木畑地、道路、城堀に分類できるが、中でも土族旧受領地処分は難題であった。なぜなら、その居住者達は、伊達家への払い下げ地から除かれ、この際、下付されることを期待していたからである。これは、陸軍省にとつても、予期せぬことであつたに違いない。

宇和島城内の土族旧受領地処分については、明治二十二年の借地台帳(第一章第二節 表1、図I参照)が基本とされた。この借地台帳は、宇和島城内の土族旧受領地処分を念頭においたものであり、陸軍省の關係者が実地調査の上、作成された⁷⁶。その特徴は、宇和島城内の土族旧受領地を、三分類していることである。

甲種地 旧藩より正式に受領された土族旧受領地。

丙種地 旧藩より正式に受領はされていないものの、甲同様、代々居住してきた土族旧受領地

丙種地 土族旧受領地の貸渡規則に反して売却したため、存城内の一般不用地と同様、有料借地になった土族旧受領地。

この借地台帳が土族旧受領地処分を念頭においたものであることは、北宇和郡長も察していた。そのため、北宇和郡長は、愛媛県に対して、この借地台帳を提出した際、次のように申し添えている。

(前略) 甲種ニ属スルモノノ如キハ、現ニ其証憑ヲ有シ居候モノモ有之ニヨリ、此種ニ限リテハ、無論御下賜ノ御詮議可相成コトト信スル所ニ有之候。(中略) 乙種ハ、専ラ下士、及ヒ卒ノ邸地ニ係ルモノニシテ、(中略) 領地ト称スルコトヲハ得セシメサリシサルヲ以、受領地ノ証憑ナキヤ復論ヲ疾クサルナリ。サレトモ、其事実ニ至リテハ、毫モ受領地ト異ナルナキノ状態ナルヲ以、取モ直サス甲種ニシテ証憑ナキ者ト相均シキ様見認申候間、以上兩種ハ、証憑ノ如何ニ拘ラス、総テ同一ノ御処分アラマ欲シク候。独丙種ハ、(中略) 陸軍省有之地ニシテ売買ノ為ス可ラサルヲ知リ乍ラ、(中略) 非常ノコトアルニ非スンハ永久拝借ノ出来得ヘキヲ期シ、現ニ若干ノ金ヲ抛チ、讓受ケ居ルモノナルヲ以テ、今之ヲ御引揚相成ニ於テハ、其讓与ヲ為シタルモノハ、若干ノ金ヲ得、其讓受ヲ為シタルモノハ、之ニ反シ若干ノ金ヲ抛棄スル訳ニシテ、心情寔ニ憫然之次第ニ有之候。要スルニ宇和島全市街土族敷地之義ハ、総テ城郭ノ内外ニ関ラス、皆同一ノ取扱ナリシヲ、時勢ノ変遷洵ニ止ヲ得サル次第トハ申シナカラ、郭外居住ノモノニハ、先年、一般地券ヲモ下賜相成、上中下士卒ヲ問ハス、同シク其所有ニ帰セサルハナク、其郭内居住ノモノハ、不幸ニモ一朝俄然陸軍省有ニ帰シタル次第ニシテ、其実一区内ニ在リ乍ラ、唯居住ノ地位ニ因リ、黑白ノ差異ヲ生シタルニ外ナラス。(中略) 此際、特別ノ御恩ヲ以、従来敷地之分ニ限リ、夫々は迄ノ拝借主へ御下賜相成リ、永ク其沢ニ浴セシメラレ候様、希望ニ堪ヘサル所ニ御座候。(後略)

明治二十二年十月三十一日 南宇和北宇和郡長竹葉好明

愛媛県知事白根專一殿⁷⁶

これによると、甲種地は、証憑を保存している土族達がいるため、乙種地は、本質的に甲種地とかわらないため、丙種地は、引き揚げを命じ

た場合、譲与者と譲受者に金銭的差異を生じるため、下付を願っていることが分かる。そして何よりも、本来、士族旧受領地は、城郭の内外に關わらず同一の処分であることを強調している。陸軍省としても、家屋取除地を除く甲、乙兩種地は、借地料を免除し、移転を命じた際の換地と移転料の支給を法的に認めていた経緯があり、城郭の内外によって差異を生じさせることはできない。しかし、家屋取除地と丙種地は、士族旧受領地の貸渡規則に反したため、存城内の一般不用地と同様、有料借地になつたものであり、所有権を付与することはできない。北宇和郡長の願いは、広島第五師団に、士族旧受領地処分の困難さを実感させ、その決断を延引させたものと思われる。

結局、宇和島城は、明治二十三年二月二十一日に、払い下げ地の範圍が不明なまま、九千九百円で伊達家へ払い下げられた。(第二章参照) これにより、宇和島城の払い下げは、払い下げ相手と払い下げ金額が先決され、払い下げ地は後決されるという、不自然な状況になつたのである。宇和島城内の士族旧受領地処分の決定が下されたのは、明治二十三年三月七日である。広島第五師団は、愛媛県に対して、次のように伝えている。

御県下宇和島城址引渡方、(中略) 本人へ御下付之上、土地受領証ヲ徴シ、御差廻相成度、此段及御依頼候也。

明治二十三年三月七日 第五師団監督部長柴直言 印

愛媛県知事勝間田稔殿

逐テ該城地之内、元士族受領地在称之者ハ相除、貸渡地之内、売却マテ返地猶予差許候分ハ、別紙調書之通ニ有之。将夕道路地ハ、不日御県へ御引渡可申答ニ候条、併セテ此段申添候也。

宇和島城内士族旧受領地取調表

地番	地坪	旧受領者
一	五九六、四三	告森 良
三	三九〇、九三	定之相統人柳田ハマ
六	四七四、五七	伊藤義雄
七	四三九、四二	中村草友
(後略)	(後略)	(後略)

合計壹万千百拾九坪五合七勺

宇和島城内貸渡地返地猶予地調

地名番地	地坪	是迄貸渡地料年額	事由	姓名
宇和島丸ノ内甲百二十	百四坪六勺	六拾三錢八厘	払受人ニ就キ将来居熟談見込ヲ以猶予出願ニ付、聞届	大熊藤吾
八番地	同	同	同	菊池藤太
同 同九十八番地	式百六坪五合七勺	同六拾四錢六厘	同	(中略)
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
同 同四十二番地	三拾三坪七合	同拾一錢式厘	払受人ニ就キ将来作付熟談見込ヲ以猶予出願ニ付、聞届	岩城泰助
同 同四十三番地	四拾貳坪九合八勺	同拾四錢三厘	同	右同人
(後略)	(後略)	(後略)	(後略)	(後略)

合計九千四百六拾三坪壹勺

まず、下付される宇和島城内士族旧受領地取調表を表1と照合してみると、家屋取除地を除く甲、乙両種地(表1のⅡのDとFの合計)の五十三名が記載されている。次に居住や作付のため払受人である伊達家に上願の上、伊達家の借地として返地が猶予される宇和島城内貸渡地返地猶予地調を表1と照合してみると、家屋取除地(表1のⅡのE、G)、丙種地(表1のⅡのC)、一般不用地の一部の五十一名が記載されている。(一般不用地は、表1のⅡに関する史料がないため、表1のⅠと照合する。)つまり、広島第五師団は、明治二十年の実地調査をかみして、明治二十二年の借地台帳を基本に、宇和島城内の士族旧受領地処分の決定を下したことが分かる。そして、城郭の内外によって差異を生じさせないため、基本的には下付しつつも、かつて士族旧受領地の貸渡規則に反したため、存城内の一般不用地と同様、有料借地となったものは下付を認めず、あくまでも従来の立場を貫いたのである。

この後、広島第五師団は、明治二十三年三月十二日に、愛媛県に対して、宇和島城内の道路を引き渡す旨、達しており、これにより、宇和島城の払い下げをめぐる城郭地処分は全てが明確にされた。

結果として、払い下げをめぐる宇和島城の城郭地処分は、家屋取除地を除く甲、乙両種地は士族達へ下付し、城郭内の道路は愛媛県へ引き渡し、その他は全て伊達家へ払い下げられることに決定した。この内、愛媛県への引き渡しと、伊達家への払い下げは、明治二十三年四月十七日に行われた。⁽¹⁹⁾この時、愛媛県へ引き渡された道路の面積は、四千六百七十二坪三勺、伊達家へ払い下げられた土地の面積は、六万二千三百三十八坪八勺七才となっている。⁽²⁰⁾しかし、士族達への下付はすぐには行われなかった。それは、次節で述べるように、伊達家への払い下げが行われた後になって、下付を認められなかった家屋取除者と丙種者達が、伊達

家への返地猶予願いをしなかった者達も含めて下付を願い、新たな問題に直面するからである。

払い下げをめぐる宇和島城の城郭地処分をみると、陸軍省の士族旧受領地に対する認識不足と、伊達家に対する配慮の欠如が目立つ。陸軍省が、宇和島城の払い下げに伴う問題解決の優先順位を誤り、払い下げ相手と払い下げ金額を先決し、払い下げ地を後決したのも、士族旧受領地処分の困難さを前以て十分検討することなく、伊達家への払い下げのみを一人歩きさせた結果である。にもかかわらず、その後、陸軍省は、伊達家に対して、払い下げ地の相談をした形跡がない。伊達家としても、払い下げ地が不明のまま払い下げ金額が確定したことに、理不尽さを感じていたに違いない。しかし、陸軍省は、それが自己の誤りによって生じたことを自覚しなかつたのである。払い下げをめぐる宇和島城の城郭地処分から、陸軍省の存城に対する問題意識を再認識することができよう。

(二) 払い下げと士族旧受領地

宇和島城の払い下げをめぐる城郭地処分は、新たな問題に直面した。伊達家への払い下げが行われた後になって、下付を認められなかった家屋取除者と丙種者達が、伊達家への返地猶予願いをしなかつた者達も含めて下付を願ったからである。そのため、北宇和郡長は、愛媛県に対して、処分の再考を願う上申書を提出している。

旧宇和島城内邸地之義ニ付上申

(前略) 別紙記載ノ者共ハ、旧藩ニ於テ、下賜又ハ払下等ヲ受ケ、依然持続キ居候モノニ有之。(中略) 第一部長ノ照会ニ依リ、甲乙丙ノ三種別取調差出候書面ニモ記載有之通りニシテ、御下渡不相成テハ、

他ト権衡ヲ失シ可申。并ニ丙種ノモノニ在テハ、御取扱ノ道モ無之義ニ可有之歟ト被存候得共、最初上申之通ニ付、甚憫然ノ至ニ存候間、尚御詮議相成候様致度、此段上申候也。

明治二十三年四月十八日 南宇和北宇和郡長竹場好明

愛媛県知事勝間田稔殿

記

甲八番地

常葉顕雄

(中略)

(中略)

同一〇九番地

鬼生田顕義

メ拾ヶ処⁽⁸¹⁾

この上申書に挙がっている十名は家屋取除者達である。家屋取除者達は、士族旧受領地の貸渡規則に反したと言っても、丙種地のように売却したわけではないため、下付されるものと期待していたのであろう。そのため、北宇和郡長も家屋取除者達への下付をより強調したものである。これを受け、愛媛県は、明治二十三年四月二十四日に、広島第五師団に対して、家屋取除者達への下付を上申している。⁽⁸²⁾これに対して、広島第五師団は次のように返答している。

御県下宇和島城内士族旧受領邸地之件ニ付、庶第一五六号御照会之趣了承。然ルニ、右者、従来居住之家屋取除キ、返地之上、更ニ一般之貸渡規則ニ拠リ、料金ヲ納メ、借用致居候義ニ付、旧士族受領地同一之取計者難相成筋候条、其旨示諾相成度、此段及御回答候也。

明治二十三年四月二十八日 第五師団監督部長柴直言 印

愛媛県知事勝間田稔殿⁽⁸³⁾

これによると、広島第五師団は、家屋取除地が、士族旧受領地の貸渡規則に反したため、存城内の一般不用地と同様、有料借地になったもの

である以上、下付は不可である旨、返答していることが分かる。これは従来の立場にそつた見解である。

事態を重く見た愛媛県は、明治二十三年五月一日に、北宇和郡長に対して、家屋取除地の顛末を上申するよう要求している。⁽⁸⁴⁾これに対して、北宇和郡長は、丙種地の顛末もあわせて次のように上申し、再び処分の再考を願っている。

(前略)抑モ該城郭地之義ハ、最初、陸軍省所轄地ト相成タル際、総テ拝借地ニ変セサルヲ得サルノ都合ニ至リタルモ、其、郭外ノ邸地同様、旧藩ヨリ下賜ノ俣、各自ノ所有ニ帰セシモノニ付、其紛議不少モ、非常ノ事アルニアラサルヨリハ、永久拝借ノ出来得ヘキヲ説カレ涙ヲ吞ンテ、各自拝借証書ヲ呈シ、無料拝借地トナレルヲ以テ、其後ト雖トモ、旧藩ノ慣例ニ準シ、其、小内売買ヲ為シ、又ハ各自ノ都合ニ依リ、家屋ヲ取除キタル等、種々変動有之モノ不少折柄、過ル明治廿年、岩田歩兵大尉出張、実地ヲ検セラルルニ際シ、拝借人ノ名実相称ハサルモノト家屋ヲ取除キタルモノトハ、此俣見捨テ難ク候間、若シ此多人数ノ者共、異日如何ナル迷惑ヲ蒙ルモ難計候間、敢テ指示スルニハアラサレトモ、此際名実ヲ正シ、事実ノ俣ヲ以テ、更ニ規則ニ依リ、有料拝借願出候様、各自へ示談アリテハ如何トノ旨、主務ノ者へ被差示、其意ヲ伝ヘシメ候処、種々苦情モ有之候得共、若シ之レヲ肯ンセサルトキハ、如何ナル処分ヲ蒙ルモ計リ難キコトヲ恐レ、已ムヲ得ス小内売買ヲ為セシモノ、及ヒ依然拝借セシモ家屋取除キタルモノトハ此時初テ有料拝借願ヲ差出シタル次第ニテ、(中略)何分御詮議相成候様御取扱相成度、此段及御回答候也。

明治廿三年五月四日

南宇和北宇和郡長竹場好明

第一部長愛媛県書記官藤尾伍鹿殿⁽⁸⁵⁾

これによると、宇和島城内の士族旧受領地は、陸軍省の借地後も、旧藩よりの慣例として、内々の売買や家屋の取り除きが行われたことが分かる。そして、明治二十年の実地調査で露見した折、処分を恐れ已むを得ず有料借地したことを強調している。これを受け、愛媛県は、明治二十三年五月六日に、広島第五師団に対して、この顛末を上申している。⁽⁸⁵⁾これに対して、広島第五師団は次のように返答している。

御県下宇和島城内常葉頭雄外九名借地之義ニ付、庶第一五六号縷々御紹介之趣了承。然ルニ該地ハ、土地家屋貸渡規則ニ依リ、夫々借地証差出有之候儀ニ付、昨二十二年九月中、返地御達方之義及御照会、売却処分相成候義ニテ、今更取計方モ無之候条、可然御示論相成度、此段及御回答候也。

二十三年五月十五日

第五師団監督部長柴直言

愛媛県知事勝間田稔殿

追て貸渡規則ニ拠リ、借地証差出有之上ハ、一般貸渡地同一之モノニ付、売却処分相成候義ニ有之候。依テ為念借地証写一葉差進候。且特別之縁故ヲ以テ旧藩主へ払下相成儀ニ付、右等憫然ノ事情ハ大略申談置候。御含追々申添候也。⁽⁸⁶⁾

これによると、広島第五師団は、従来の立場にそつた見解を再び示しつつ、すでに家屋取除地は伊達家へ払い下げていることから、この問題を伊達家へ任せようとしていたことが分かる。丙種地は言及されてないが、家屋取除地の下付が不可である以上、論外だったのである。

陸軍省が問題解決への積極的な姿勢を見せなくなると、愛媛県は伊達家との交渉に乗り出した。北宇和郡長からの懇願を受け、「将来県治上ニモ影響ヲ及シ」⁽⁸⁸⁾かねない問題として認識していたからであろう。愛媛県は、明治二十三年八月頃、伊達家に対して、陸軍省の考えを述べ、伊

達家より、家屋取除地と丙種地を下付してくれるよう懇願している。

(前略)(家屋取除者)十人ノミナラス、其丙種四十三名ノ分モ亦、其性質他ノ甲乙兩種ノモノト敢テ差異無之、共ニ無代下付可相成等ノ事跡発見致候ニ依リ、一ハ以テ該受領地者ノ権利ヲ回復シ、一ハ以テ尊家既得ノ利益ヲ減損セシメザランコトヲ期シ、此際右十名ノ分ト共ニ、之ヲ該払下地ヨリ減却シ、其坪数ヲ更正スルノ処分ヲ請ヒ、從テ其更正ニ係ル地坪ノ代価ハ、下戻相成候様致度見込ヲ以テ、今回、藤尾書記官ヲ広島師団監督部ニ差遣シ、柴全部長ト熟議為致候処、(中略)元來該城地ノ義ハ、會計法ニ拠リ、之ヲ公売処分ニ附スヘキ筈ナルヲ、其縁故ニ依リテ、普通ノ例ヲ用イス、特ニ、廿二年度内ニ於テ之ヲ旧藩主ニ払下ケラレタル義ニシテ、当初、其地所若干、或ハ立木若干、又ハ一坪ニ付何程ト云フカ如キ其内訳ヲ示サス、唯単ニ該城地ニ付テ、其代価ヲ定メテ之ヲ許可シ、而シテ該城地内ニ在ル所ノ受領地、及道路ニ属スル部分ヲ引除キ、其残地ヲ県庁ヨリ引渡ニ可及旨ヲ口達致置候次第二有之。故ニ今、当然引除クヘキ受領地ノ坪数ニ錯誤アリテ、之ヲ増減ヲ生スレハトテ、本部ニ於テハ、只其坪数ヲ更正スルニ止リ、其払下代価ヲ増減スルノ理由無之。(中略)到底其代価下戻ノ義ハ、容易ニ詮議難相成ト思考ス云々、応答有之候。(中略)結局ハ、御払下地ノ坪数ヲ減却スルニ至ノ外無之義ト被存候ニ付、(中略)今一応ノ尊慮相煩度候(後略)⁽⁸⁹⁾。

これによると、愛媛県は、家屋取除者と丙種者五十三名の所有権確保と、伊達家の不利益回避に注意を払い、伊達家の払い下げ地から家屋取除地と丙種地を除く代わりに、それに値する代金を伊達家へ払い戻すよう、陸軍省へ具体的な方策を提案していたことが分かる。しかし、陸軍省は、伊達家へ払い下げ地の内訳を示さず払い下げたため、家屋取除地

と丙種地に値する代金を算出できず、伊達家への払い戻しは不可能だと
して拒否した。そのため、愛媛県は、最終手段として、払い下げを受け
た伊達家より、家屋取除地と丙種地を下付してくれるよう懇願したので
ある。この懇願に対して、伊達家は、下付に合意の旨、返答している。

(前略) 素ヨリ旧臣之事二而、事情甚憫然ナル訳ニ御座候間、(中略)
速ニ御了諾仕、断然無代価ニ而下渡可申候。附而者、甲乙丙種之地処
不日夫々受領者へ御引渡可相成其際、同様相渡候様致度。(後略)

八月

勝間田稔様⁽⁹⁰⁾

伊達宗徳

これによると、伊達家は、旧藩主として、旧臣の事情を十分察してい
たことが分かる。翻って考えれば、陸軍省は、こうした旧君臣間の精通
性も考慮し、払い下げ相手として、旧藩主を優先したのかもしれない。

明治二十三年十二月七日に、宇和島城内の士族旧受領地は、家屋取除
地を除く甲、乙丙種地が陸軍省より、家屋取除地と丙種地が伊達家より
下付された。これにより、宇和島城内の士族旧受領地はそれぞれの所有
に帰したのである。明治二十三年十二月八日に、伊達家と北宇和郡長は、
愛媛県に対して、伊達家の払い下げ地の測量結果を提出している。⁽⁹²⁾ここ
で最後に、明治期における宇和島城内の変遷を表2にまとめておく。

払い下げをめぐる宇和島城内の士族旧受領地処分は、結果的に愛媛県
と伊達家との交渉によって解決した。明治六年に宇和島城が存城となっ
てから明治二十三年に伊達家へ払い下げられるまで約二十年、この間の
陸軍省の対応は、決して積極的なものとは言えない。確かに、維新期の
近代軍事制度の確立において、存城を指定することは必然だったとして
も、存城内の士族旧受領地を強制的に借地として様々な規制をかけるこ
とまでもが必然だったのか、改めて問い直す必要がある。

表2 明治期における宇和島城内の変遷 (単位：坪)

年月日	士族旧受領地					その他										道路	合計		
	甲(A)		乙(B)			丙(C)	小計	一般 不用地	沼	本生地	草生地	畑	山	小計					
	甲(D)	家屋取除甲(E)	乙(F)	家屋取除乙(G)	陸軍省										陸軍省			陸軍省	陸軍省
明治6年1月14日 (太政官発号達)	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省			陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省	陸軍省		陸軍省		
明治6年12月19日						21691												21691	
明治14年6月13日						20352.72	9643.88										9643.88	29996.6	
明治22年10月31日	9460.29 Dのみ18人 DとC共有5人	496.59 Eのみ1人 EとC共有1人	1659.28 Fのみ18人 FとC共有12人	424.18 Gのみ7人 GとC共有1人	8312.38	20352.72	123人	71人									71人	20352.72	
明治23年2月21日 (伊達家へ私下決定)																			
明治23年3月7日 (士族旧受領地処分決定)																			
明治23年3月12日 (愛媛県へ道路引渡決定)																			
明治23年4月17日 (愛媛県へ道路引渡、 伊達家へ私下地下)		伊達家		伊達家	伊達家		伊達家	伊達家	伊達家	伊達家	伊達家	伊達家	伊達家					愛媛県	
明治23年4月23日																	62338.85	4672.03	67010.88
明治23年12月7日 (士族旧受領地下付)	各自 (甲種士族)	各自 (家屋取除 甲種士族)	各自 (乙種士族)	各自 (家屋取除 乙種士族)	各自 (士族旧受領 地購入者)														
明治23年12月8日							10140.36	6831	74	3643	14172	30154	65014.36					65014.36	
想 定 総 面 積	9460.29	496.59	1659.28	424.18	8312.38	20352.72	10140.36	6831	74	3643	14172	30154	65014.36	4672.03				85367.08	

愛媛県立図書館所蔵行政資料「[土地私下] 地理雑書」(請求記号M06-8-56)より作成。

明治6年12月19日は、愛媛県が大蔵省に対して借地税額の伺いを立てるため提出した借地台帳の坪数。
明治14年6月13日は、愛媛県が工兵第五方面へ提出した借地台帳の坪数。
明治22年10月31日は、北宇和郡長が愛媛県へ提出した借地台帳の坪数。
明治23年4月23日は、同年同月17日に愛媛県と伊達家へ引き渡された城郭内の道路と払い下げ地について、愛媛県が陸軍省に対し
て提出したそれぞれの受領証の坪数。
明治23年12月8日は、同年同月7日に士族旧受領地が下付されて後、伊達家と北宇和郡長が連名で愛媛県に対して伊達家の払い下
げ地を測量し直した結果を提出した上申書の坪数。
同年同月7日に士族旧受領地が下付された折、伊達家は払い下げ地に含まれていた家屋取除地と丙種地を下付したために、明治23
年4月23日と比較して坪数が減少すべきだが、実際は増加しており、陸軍省は、正確な城郭内の坪数を把握していなかったもの
と思われる。

おわりに

本稿は、明治期における宇和島城の変遷を、城郭地処分と城郭保存運動の二点から考察した。最後にここでまとめておきたい。

宇和島城は、維新期の度重なる破却危機を脱し、明治六年に県下で唯一存城とされた。その後、政治的軍事的地位の変化により、軍隊は松山城に駐留したが、宇和島城は継続して陸軍省の管轄下に置かれた。宇和島城が存城とされたことは、宇和島城内の士族旧受領地にとつて重大な変化をもたらした。城郭外のそれと比較し、借地として様々な規制を受けたからである。そのため、士族達は、密かに旧受領地を売却したり、家屋を取り除いた。それは、強力な統率で国家建設を進める政府と、その強力な統率故に犠牲の一端を受ける士族達との対立であった。

国内の治安が安定し、日本の軍隊が対外的性格を強めると、鎮台制度は師団制度に改編されが、それに合わせ、不要な城郭は払い下げられた。宇和島城は、当初金銭の貸借関係から、広島第五師団と広島銀行との間に売買契約が結ばれようとしたが、住民達の保存運動がそれを阻止した。結果的に、宇和島城は、陸軍省の意向により、伊達家へ払い下げられたが、この保存運動は宇和島城の城郭史において重要な意義をもった。それは、宇和島城の存在を、全住民が問い直し、それまで封建制の象徴であった城郭を、一過性の価値観で判断することなく、進歩的な理念を付与することで、近代における存在意義を見出したからである。この時期における全国的な城郭の動向⁽⁹⁾から見ても、宇和島城の保存運動は、その理念の明確性と具体性において、卓越していると言えよう。

宇和島城が伊達家へ払い下げられるにあたり、士族旧受領地処分は難

題であった。広島第五師団は、この問題をすぐに解決できず、払い下げ相手と払い下げ金額を先決し、払い下げ地を後決した。その後、広島第五師団は、宇和島城内の士族旧受領地を基本的には下付するが、かつて士族旧受領地の貸渡規則に反したため、存城内の一般不用地と同様、有料借地となっていたものは下付を認めなかった。そのため、後者に属する者は不満をもつが、広島第五師団は従来の立場を述べるとどまり、伊達家へ任せようとする。その後、愛媛県の仲介により、伊達家が下付することで決着する。払い下げにともなう宇和島城の城郭地処分は、陸軍省の存城に対する問題意識を再認識させるものであった。

明治期における宇和島城の変遷は、城郭、士族旧受領地といった近世的要素と、軍事制度の確立、城郭保存運動といった近代要素が、複雑に絡み合って進行した。そこには、士族旧受領地の変遷を通して、上からの近代化を進めた明治政府の実態と、城郭保存運動を通して、下からの近代化を進めた一地方住民の実態を見て取れるのである。

今後は、伊達家へ払い下げられて後の宇和島城の変遷についても調査研究を進め、近代における宇和島城に対する各層の意識変化をより具体的に検証したいと思っている。

註

- (1) 大類伸 「城郭之研究」 日本学術普及会 一九一五年。
- (2) 大類伸、鳥羽正雄 「日本城郭史」 雄山閣 一九三六年。
- (3) 藤田清 「修史余談—全国城郭等の処分」 「借行社記事」 昭和九年八月号 借行社 一九三四年。
- (4) 吉田常吉 「明治初年における城郭の破毀に就いて」 「史蹟名勝天然紀念物」 第一九集第六、七合併号 史蹟名勝天然紀念物保存協会 一九四四年。

- (5) 森山英一 『名城と維新』 日本城郭資料館出版会 一九七〇年。
- (6) 森山英一 『明治維新廃城一覽』 新人物往来社 一九八九年。
- (7) 太田秀春 『明治維新の要害史—角田要害の場合—』 『城郭史研究』 第一八号 日本城郭史学会 一九九八年。
- (8) 太田秀春 『旧仙台藩領角田県における土族授産と城郭払い下げとの関連について—城郭(要害)史の視点から—』 『地方史研究』 第二八二号 地方史研究協議会 一九九九年。
- (9) 西園寺源透 『松山史要』 伊予史談会 一九二七年。
- (10) 兵頭賢一 『宇和島城沿革』 南予文化協会 一九三七年。
- (11) 窪田重治 『城下町松山と近郊の変貌』 青葉図書 一九九二年。
- (12) 前掲(5) 『名城と維新』 五九頁。
- (13) 愛媛県立図書館所蔵行政資料『宇和島藩願伺届』(請求記号M01-14-4)。
- (14) 『太政官日誌』明治三年第三十八号 熊本藩知事上表文。
『太政官日誌』明治三年第三十九号 膳所藩知事上表文。
- (15) 『法令全書』明治四年八月二十日付兵部省第七二二号。
- (16) 前掲(2) 『日本城郭史』 九四頁 青森県上表文。
- (17) 前掲(3) 『修史余談—全国城郭等の処分』 九八頁。
- (18) 『法令全書』明治五年三月十五日付陸軍省第三十号。
- (19) 愛媛県立図書館所蔵行政資料『明治五、六年神山県日記』(請求記号M02-6)。なお、愛媛県立図書館所蔵行政資料『明治五、六年石鉄県日記』(請求記号M02-5)によると、明治五年四月十七日に、城郭調査官員葛岡信綱と稲葉周徳が松山城の調査のため来県しており、『明治五、六年神山県日記』の稲葉某は、『明治五、六年石鉄県日記』の稲葉周徳と同一人物と思われる。
- (20) 愛媛県立図書館所蔵行政資料『明治五、六年神山県布達達書』(請求記号M02-3)。なお、愛媛県立図書館所蔵行政資料『明治六年石鉄県布達達』(請求記号M02-1)によると、城郭調査官員が松山城を調査した直後と思われる明治五年四月に、石鉄県が松山城を入札しており、
- (21) 石鉄県でも神山県と同様な城郭処分を行っていたことが分かる。
前掲(5) 『名城と維新』 一二八—一二九頁によると、当初案の存城は、以下の四十五城郭、一陣屋、一要害、九新規取立地である。
(城郭) 東京、小田原、甲府、静岡、佐倉、水戸、宇都宮、高崎、松本、高田、仙台、平、盛岡、久保田(秋田)、米沢、金沢、富山、福井、浜松、岡崎、名古屋、彦根、松坂、西京(二条)、和歌山、大坂、姫路、鳥取、松江、岡山、福山、広島、松山、山口、浜田、高知、宇和島、高松、徳島、熊本、鹿児島、飢肥、小倉、大分、福岡。
(陣屋) 豊岡。
(要害) 水沢。
(新規) 木更津、新潟、青森、酒田、敦賀、岐阜、兵庫(神戸)、美々津(日向)、長崎。
- (22) 前掲(5) 『名城と維新』 一二八—一二九頁。第四軍管のみ抜粋。
- (23) 陸上自衛隊第13師団司令部四国師団史編纂委員会編 『四国師団史』 一九七二年 四三三頁。
- (24) 前掲(5) 『名城と維新』 一三〇頁。
再審議における四国の鎮台制度の変更点は以下の四点である。
・四国の軍事拠点を高松から丸亀へ移転したこと。当時、高松城には、大規模な軍隊を駐留させる拡張が困難なためと思われる。なお、高松城が営所に指定されなかったにもかかわらず存城とされたのは、軍隊が丸亀へ移転するのにはばらかかるためと思われる。現に高松の軍隊が丸亀に移転したのは明治七年十二月である。
・石鉄県の管轄を四国諸県と同じ管轄とし、四国五県全県を広島鎮台丸亀営所が管轄することにしたこと。
・松山城を存城から廃城にしたこと。
・高知城にかえて須崎浦を新規取立地にしたこと。須崎浦には幕末に高知藩が建設した砲台があった。陸軍省が海岸防備に力を入れてい

たことがうかがわれる。

- (25) 『法令全書』明治六年一月九日付太政官第四号布告。第五軍管のみ抜粹。

(26) 日本城郭協会編 『築城史料』 日本城郭協会 一九七六年 三一六―三一七頁「慶応三年現在城郭陣屋幕府諸大名管轄種別及び明治六年公定存城表・慶応三年現在城郭要害陣屋附表」によると、慶応三年時点、幕府が六城郭、大名(二百七十六家)が百六十二城郭、百十四陣屋を所有していた。大名の中には一国一城の例外として支城、陣屋、要害をもつものがあり、また、この附表には当時幕府が管理していた白河城が記載漏れとなっているため、これらを総合した数は、百八十三城郭、百二十六陣屋、二十要害となる。明治六年一月十四日付太政官無号達の存城は、以下の四十三城郭、一陣屋、一要害、十一新規取立地である。

(城郭) 東京、小田原、静岡、山梨(甲府)、佐倉、水戸、宇都宮、新発田、高田、高崎、仙台、福島、若松、盛岡、山形、秋田、名古屋、豊橋、松本、金沢、福井、大阪、和歌山、二条、彦根、津、姫路、鳥取、岡山、広島、松江、浜田、山口、丸亀、高松、徳島、宇和島、熊本、飫肥、鹿児島、小倉、福岡、厳原。

(陣屋) 豊岡。

(要害) 水沢。

(新規) 木更津、新潟、青森、岐阜、七尾、兵庫(神戸)、大津、敦賀、須崎浦、千歳、長崎。

なお、水沢、浜田は、達では新規取立地とされているが、水沢には要害が、浜田には第二次長州征伐で自焼した浜田城が存在するため、要害と城郭に分類した。

- (27) 大蔵省は、府県に対して、明治六年二月二十三日付大蔵省第二十号達により、三月二十五日までに廃城の建造物調査を、明治六年五月十七日付大蔵省第八十号達により、六月中までに廃城の評価額調査を命じた。その後、廃城は、明治六年三月四日付太政官第八十四号布告

「改正官舎払下規則」により、入札の上、払い下げられた。但、その後、その払い下げは、士族授産政策の影響を大きく受けている。

- (28) 『法令全書』明治六年一月十四日付太政官無号達。第一号諸国存城調書については第五軍管のみ抜粹。第二号諸国廢城調書については愛媛県のみ抜粹。愛媛県内の城郭で、今治城は記載漏れとなっている。

(29) 広島県では、明治五年八月二十四日付当初案により、広島城と福山城が存城とされた。広島城と福山城が存城とされたのは、当時、広島県が、安芸国を引き継ぐ広島県と、備中国と備後国を引き継ぐ小田原(明治五年六月以前は深津県)に二分されていたからであろう。しかし、明治六年一月十四日付太政官無号達により、広島城のみが存城とされ、福山城は廢城とされた。福山城の廢城理由は明確でないが、小田原以西の中国を管轄する鎮台が熊本から広島県へ移転したことにより、小田原に対する軍事地理的判断が見直されたためと思われる。小田原の場合、広島県と岡山県の間位置する。そのため、福山城を存城として営所を設置せずとも、有事の際には、広島と岡山からすぐに軍隊を派遣できる。福山城も、松山城と同様、再審議の末、軍事地理的判断により、廢城とされたとみるのが妥当であろう。

- (30) 『法令全書』明治六年二月十四日付陸軍省第四十五号。なお、借地税という表現は、後掲(42)明治十年七月二十八日付陸軍省号外達以後、借地料という表現になっているため、本稿もこれに従っている。

(31) 『法令全書』明治六年二月十五日付陸軍省第四十七号。

(32) 前掲(23)『四国師団史』四五三頁。なお、四頁によると、明治六年一月九日付太政官第四号布告による鎮台制度の再編成により、大阪鎮台高松第二分営は、広島鎮台高松営所と改称されている。前掲(24)で前述の通り、高松の軍隊が丸亀へ移転したのは明治七年十二月であり、この間、広島鎮台高松営所と称していたものと思われる。

- (33) 松山史料集編纂委員会編 『松山史料集』第一三巻松山市年表 松山市役所 一九八八年 九四頁。

(34) 愛媛県立図書館所蔵行政資料『土地払下』地理雑書(請求記号M

06—8—56。

- (35) 前掲(34)【土地払下】地理雑書。
- (36) 前掲(34)【土地払下】地理雑書。
- (37) 前掲(34)【土地払下】地理雑書。なお、この件については、この後、家屋を取り除いているため換地のみの要求となり、その換地も適当な場所がないとして、明治八年二月七日に、換地代金十五円九十銭が支給されている。
- (38) 国立公文書館所蔵【太政類典】第二二三卷太政類典第二編第四類兵制一二鎮台及諸庁制置三、国立公文書館所蔵【太政類典】第二二四卷太政類典第二編第四類兵制一三鎮台及諸庁制置四によると、鎮台設置に伴う広島城内の士族移転をめぐり、明治六年から八年にかけて、広島県が、大蔵省と内務省に対して、移転料と換地の支給を要求し、許可されている。また、岡山県編【岡山県治記事】第六卷 岡山県一九三九年によると、岡山城内の士族旧受領地をめぐり、明治九年に、岡山県が、陸軍省に対して、士族の所有権を主張し、移転の際には、内務省に対して、移転料と換地の支給を要求する旨、伝えている。
- (39) 前掲(38)【太政類典】第二二三卷太政類典第二編第四類兵制一二鎮台及諸庁制置三。
- (40) 前掲(38)【太政類典】第二二三卷太政類典第二編第四類兵制一二鎮台及諸庁制置三。
- (41) 前掲(38)【太政類典】第二二三卷太政類典第二編第四類兵制一二鎮台及諸庁制置三。
- (42) 【法令全書】明治十年七月二十八日付陸軍省号外達。
- (43) 士族旧受領地の貸渡規則は、明治八年十一月十四日付陸軍省号外達、明治九年三月十二日付陸軍省号外達により、定められた。明治九年三月十二日付陸軍省号外達によると、「(前略)何時取拂可相達モ難計、依之、往々、建造物新築ハ勿論、建継等ハ見合可申。(中略)亦右借用地内、在来ノ塚壘ヲ転没シ、樹木叢林ヲ伐開ク等、総テ地形変換スルノ挙行不致様厳密可申付。(後略)」と、地形変換が厳禁されている。
- (44) 明治二十二年十月三十一日に、北宇和郡長が、愛媛県に対して、借地台帳を提出した際(第三章第一節参照、「(前略)郭外居住ノモノニハ、先年、一般地券ヲモ下賜相成、上中下士卒ヲ問ハス、同シク其所有二帰セサルハナク、(中略)明治九年地券下付の際(後略)。」と述べている。そのため、宇和島城外の士族旧受領地は、明治九年に地券が下付され、私有が認められたことが分かる。
- (45) 前掲(34)【土地払下】地理雑書。
- (46) 前掲(34)【土地払下】地理雑書。
- (47) 前掲(34)【土地払下】地理雑書。
- (48) 前掲(34)【土地払下】地理雑書。
- (49) 一般不用地の貸渡規則は、明治十年七月二十八日付陸軍省号外達、明治十一年十一月二日付陸軍省甲第二十二号達、明治十八年十二月二十六日付甲第五十二号達により、定められた。明治十八年十二月二十六日付甲第五十二号達によると、借地料、貸渡期限、地形変換の厳禁等、詳細な規則とともに、「第十五条 貸渡期限内ニ於テ返付セシムル時ト雖モ手当金一切支給セサルモノトス。」と、明確に士族旧受領地との格差が定められている。
- (50) 五稜郭、白河城、松山城、首里城が存城、福島城、山口城、鹿児島城が廃城とされた。また、彦根城が宮内省、水戸城と松本城が内務省の管轄に移った。
- (51) 前掲(26)の四十三城郭に、前掲(50)の存廃や管轄の変更をかみすれば、四十一城郭になる。
- (52) 鎮台と営所を設置していた城郭は以下の十八城郭である。
(城郭) 東京、佐倉、新発田、高崎、仙台、名古屋、豊橋、金沢、大阪、姫路、広島、丸亀、松山、熊本、小倉、福岡、厳原、首里。
- (53) この内、厳原と首里を除く十六城郭が連隊司令部の所在地とされた。二新規取立地は青森と大津である。
- (54) 陸軍省が引き続き管轄下に置いた二十二城郭は、前掲(52)の十八城郭、五稜郭、甲府、和歌山、二条である。

(55) 前掲(51)の四十一城郭から、前掲(54)の二十二城郭を引けば、十九城郭になる。

(56) 財団法人宇和島伊達文化保存会所蔵文書。

(57) 津村寿夫 「宇和島の明治大正史」後編 大内須寿子 一九六九年一〇八頁。

(58) 愛媛県編纂委員会編 「愛媛県史」近代上 愛媛県 一九八六年三四七〜四〇四頁(第一章第八節 自由民権運動の展開)。愛媛県編纂委員会編 「愛媛県史」人物 愛媛県 一九八九年 二八九、六五九頁。

(59) 愛媛県立図書館所蔵(マイクロフィルム)「海南新聞」明治二十二年五月十二日付。

(60) 近代史文庫宇和島研究会編 「宇和島藩庁・伊達家史料六 家中由緒書下」一九八〇年 四三九、四四四頁。

(61) 後掲(62)、後掲(63) 参照。

(62) 前掲(58)「愛媛県史」人物 二七頁。

(63) 前掲(57)「宇和島の明治大正史」後編 一〇六頁。

(64) 財団法人宇和島伊達文化保存会所蔵文書。

(65) 財団法人宇和島伊達文化保存会所蔵文書。

(66) 公園が初めて法で定められたのは、明治六年一月十五日付太政官第十六号布告であるが、この布告の中で挙げられている公園例はどれも寺社ばかりである。城郭を公園として保存しようとした宇和島城の保存運動は全国的にも進歩的な都市政策と言える。

(67) 大島美津子 「明治のむら」(歴史新書116) 教育社 一九九二年一三九〜一四三頁。

(68) 前掲(59)「海南新聞」明治二十二年五月二十八日付。

(69) 前掲(59)「海南新聞」明治二十二年七月七日付。

(70) 前掲(59)「海南新聞」明治二十二年七月十三日付。

(71) 前掲(59)「海南新聞」明治二十二年八月一日付。

(72) 宇和島市誌編纂委員会編 「宇和島市誌」 宇和島市長山本友一

一九七四年 八七頁によると、明治二十三年の宇和島町発足時の予算は、歳入一、二〇七円七〇銭五厘、歳出一、二〇七円四九銭四厘となっている。宇和島町に宇和島城の払い下げを受ける財政力は到底なかったことが分かる。

(73) 払い下げられた十九城郭の内、静岡城と白河城は、旧藩主徳川家が払い下げを願い出なかつたので、静岡市と白河町へ払い下げられた。その他の十七城郭は、陸軍省の意向通り、旧藩主へ払い下げられた。

(74) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(75) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(76) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(77) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(78) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(79) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(80) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(81) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(82) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(83) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(84) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(85) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(86) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(87) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(88) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」 明治二十三年五月十九日愛媛県内務省宛上申書。

(89) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(90) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(91) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(92) 前掲(34)「土地払下」地理雑書」。

(93) 拙稿 「明治期における城郭の変遷と各層の動向」 『岡山地方史研究』第八五、八六号 岡山地方史研究会 一九九八年。